

平成 29 年 6 月 23 日

## 食品表示の適正化に向けた取組について

消費者庁は、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品の表示・広告の適正化を図るため、都道府県等と連携し、食品表示法、景品表示法及び健康増進法の規定に基づき下記の取組を実施することとしましたので、お知らせいたします。

### 1 基本方針

不適切な食品の表示に対しては、消費者庁が横断的に取締りを行いつつ、地方出先機関を有し、監視業務についてのノウハウを有する農林水産省及び財務省並びに都道府県・保健所等が相互に連携し、食品表示の関係法令の規定に基づき効果的・効率的な取締りの執行体制を確保しているところです。

このような体制の下、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期においては、次のとおり、食品表示の重点事項について、取締り等を行うこととしました。

### 2 夏期一斉取締りの実施について

国及び都道府県等においては、食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、従来から食品衛生の監視指導を強化してきたところですが、例年どおり、この時期に合わせ、食品等の表示の信頼性を確保する観点から、食品表示の衛生・保健事項に係る取締りの強化を全国一斉に実施します（別紙）。

(1) 実施時期：平成 29 年 7 月 1 日から同月 31 日まで

(2) 主な監視指導事項

- ア アレルゲン、期限表示等の衛生・保健事項に関する表示
- イ 保健機能食品を含めた健康食品に関する表示
- ウ 生食用食肉、遺伝子組換え食品等に関する表示
- エ 道の駅や産地直売所、業務用加工食品に関する表示
- オ 食品表示基準に基づく表示方法の普及・啓発

### 3 表示の適正化等に向けた重点的な取組について

国及び都道府県等においては、食品表示の適正化を図るため、従来から食品表示法や景品表示法等に基づく各種通知やガイドライン等により、監視指導を実施してきたところです。今般、特定保健用食品として許可されていた一部の商品について、品質管理体制等に不備のある事例があったこと、鶏肉を扱う事業者や飲食店においては、カンピロバクター食中毒対策として加熱調理に係る適正表示の遵守が求められること等を踏まえ、夏期一斉取締りに当たっては、改めて、次のとおり監視指導及び啓発活動を実施します。

#### (1) 特定保健用食品の監視指導の徹底について

特定保健用食品の関与成分等の適正表示を確保する観点から、「特定保健用食品の表示許可等について」（平成 26 年 10 月 30 日付け消食表第 259 号）の別添 1 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」に基づき、特定保健用食品を製造又は販売する事業者の品質管理体制の整備及びその記録管理に係る監視指導を徹底する。

#### (2) カンピロバクター食中毒対策の推進について

「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成 29 年 3 月 31 日付け生食監発 0331 第 3 号、消食表第 193 号）にて通知したとおり、鶏肉を扱う食鳥処理業者、卸売業者及び飲食店においては、加熱調理に係る表示に留意すべきであることに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、啓発パンフレット（別添）等を活用し、都道府県等の食品衛生部局と連携しつつ、関係事業者に周知啓発を図る。

本件に関する問合せ先  
消費者庁表示対策課食品表示対策室  
田中、西野  
TEL : 03(3507)8800 (代表)  
H P : <http://www.caa.go.jp/>

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

## 消費者庁次長

### 平成 29 年度食品衛生法等の規定に基づく食品等の表示に係る夏期一斉取締りの実施について

食品等の表示に係る監視指導については、日頃から格別の御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、例年のとおり、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき食品衛生の監視指導の強化が求められる夏期において、食品等の表示の適正を確保する観点から、全国一斉に標記取締りを実施していただくこととしていますので、下記に御留意の上、別添 1 の実施要領に基づき御協力をお願いします。

また、実施計画の策定に当たっては、平成 28 年度夏期及び年末一斉取締りの結果を参考にするとともに、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に定める表示事項（食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成 27 年内閣府令第 11 号）第 5 条第 1 項に定める事項に係るものに限る。）が遵守されるよう監視指導をお願いします。

なお、別添 1 の実施要領は、夏期一斉取締りに係る基本事項であることから、監視指導に当たっては、各都道府県等において、都道府県等食品衛生監視指導計画等に基づいて適宜事項を追加するとともに、景品表示法等の他法令に違反しているおそれのある表示を確認した際には、担当部署に情報提供するなど、引き続き適切な連携対応をお願いします。

おって、取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

## 記

### 1. 特定保健用食品の監視指導の徹底について

特定保健用食品の関与成分等の適正表示を確保する観点から、「特定保健用食品の表示許可等について」（平成 26 年 10 月 30 日付け消食表第 259 号）の別添 1 「特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領」に基づき、特定保健用食品を製造又は販売する事業者の品質管理体制の整備及びその記録管理に係る監視指導を徹底すること。

なお、特定保健用食品を製造又は販売する事業者の情報に関しては、消費者庁食品表示企画課から別途連絡するので参照されたい。

### 2. カンピロバクター食中毒対策の推進について

「カンピロバクター食中毒対策の推進について」（平成 29 年 3 月 31 日付け生食監発 0331 第 3 号、消食表第 193 号）にて通知したとおり、鶏肉を扱う食鳥処理業者、卸売業者及び飲食店においては、加熱調理に係る表示に留意すべきであることに鑑み、カンピロバクター食中毒の予防対策について、別添 4 の啓発パンフレット等を活用し、食品衛生部局と連携しつつ、関係事業者に周知啓発を図ること。

以上

消費者庁表示対策課食品表示対策室 担当：田中、西野 電話：03-3507-8800（代表） FAX：03-3507-9293 e-mail： <a href="mailto:g.shokuhytai@caa.go.jp">g.shokuhytai@caa.go.jp</a>
---

(※ 別添 1 及び別添 4 については、添付省略)

「加熱用」等の表示をしっかりと確認し、  
カンピロバクター食中毒を予防しましょう！



夏期は、**“カンピロバクター食中毒”**が特に多発する時期です。

## 食鳥処理業者、卸売業者の皆さまへの注意点

- 飲食店等へ鶏肉を販売する際、加熱が必要な鶏肉の表示「**加熱用**」、「**中心部まで十分に加熱してお召し上がりください**」、「**生食用にはしないでください**」や**商品規格書の情報伝達**を確実に行ってください。
- 生食用の使用を誘引するような「**新鮮だから大丈夫**」といった発言はやめてください。



## 飲食店の皆さまへの注意点

飲食店で提供された生又は加熱不十分な鶏肉（内臓含む）を原因とする食中毒が多発しています。鶏肉を提供する際には、「**加熱用**」などの表示に従い、**中心部まで十分に加熱（中心部を75℃で1分間以上）**し、食中毒を予防しましょう！



### 大規模な食中毒も発生！

平成28年5月には、屋外イベントで提供された加熱不十分な鶏肉（鶏肉の寿司）によって、500名を超えるカンピロバクター食中毒患者が発生。

平成27年度中には、カンピロバクター食中毒により91件の飲食店等が、営業禁止や営業停止等の処分を受けています。

カンピロバクター食中毒の詳しい情報は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126281.html>

### 【問合せ先】

消費者庁 ・ 食品表示企画課  
・ 表示対策課食品表示対策室

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館 電話 03-3507-8800（代）